

遠野市障がい者等住宅改修の概要

身体に障がいがある方がお住いの住宅を改修する場合、事前に申請することにより補助対象となる費用を給付します。

また、65歳以上の高齢者は介護保険制度による住宅改修の対象となりますので、介護保険係にご相談ください。介護保険制度により住宅改修費の給付を受けた場合、「障害者等日常生活用具給付等事業」との併給はできません。

障害者等日常生活用具給付等事業 (住宅改修費給付)	
<p>【基準額】 20万円 支給額：基準額の9割 自己負担：基準額の1割 ただし、世帯の課税状況等により負担上限額が設けられます。</p>	<p>【例】改修工事費20万円の場合 20万円 → 18万円 (市給付 9割) → 2万円 (自己負担 1割)</p>
<p>【支給対象】 市内に住所を有し在宅生活をしている障害者等であって、下肢又は体幹に係る障害の程度が3級以上の者又は補装具として車いすの交付を受けた内部障害者</p>	
<p>【支給対象改修内容】</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 手すりの取付け(2) 床段差の解消(3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更(4) 引き戸等への扉の取替え(5) 洋式便器等への便器の取替え(6) その他障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な改修を伴うもの(7) (1)から(6)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	
<p>【事業対象外となるもの】</p> <ul style="list-style-type: none">・介護保険法により同等の改修ができるとき。・新築工事、増築工事・賃貸住宅の改修工事・すでに改修工事に着工しているもの	
<p>【支給回数】</p> <ul style="list-style-type: none">・1人の障害者等につき1回	
<p>【住宅改修の手続きの流れ】 ※工事着工前に相談・申請が必要です。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 事前に福祉課又は相談支援事業所に相談(2) 提出書類 ・支給申請書 ・支払請求書兼委任状 ・見積書 ・工事図面 ・改修前の状況確認写真(3) 遠野市での審査 ・調査書作成(4) 遠野市での支給決定 ・支給決定通知書による通知 ・支給券の交付(5) 請求及び完了報告 ※支給額受領を業者に委任 ・支払請求書兼委任状 (業者) ・改修後の状況確認写真(6) 改修費用の支払 ・自己負担分は業者へ直接支払う ・市は支給額を業者に支払う	

【お問い合わせ先】

健康福祉の里 福祉課 障がい福祉係
電話 0198-68-3193